

答申個第117号
令和4年5月27日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月3日付け保障第693号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

医療機関への紹介状の個人情報非訂正決定事案（諮問個第291号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年12月7日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき「開示請求者が●●に提出する為にかがやきが作成した紹介状 作成2012年8月」を対象公文書として、請求する訂正の内容及び理由を次のとおり示したうえで個人情報の訂正請求をした（以下「本件請求」という。）。

（訂正請求の理由）

訂正請求対象文書が虚偽公文書である為

※ 訂正を求めている部分及びその理由については、別表のとおり。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において保管されている「開示請求者が●●に提出する為にかがやきが作成した紹介状 作成2012年8月20日」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年1月5日付けで、その旨及びその理由を別表のとおり審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) かがやきについて

かがやきは「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターであり、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援を行っている。

- (2) 本件公文書について

かがやきが、審査請求人からの「成人の発達障害について診断をしてもらえる医療機関を教えて欲しい。」という相談に応じ、2012年8月20日に、かがやきから●●（以下「本件医療機関」という。）に宛て送付した紹介状である。

当該文書には、かがやきが相談者からの聞き取りをもとに、紹介の経緯、相談者の主訴及び生育歴など

の特記事項を記載している。

(3) 本件公文書の訂正をしない理由について

審査請求人が訂正を求める部分は、判断、評価等の主観的事項に関するものや、審査請求に係る添付資料を確認しても、請求されている訂正の内容が事実と合致することを証するとは認められないものであった。

なお、別表中の項目番号1及び2に関しては、本件公文書作成時点において医療機関名を聞き取ることができなかったものであるから、訂正すべきものと認めることができない。また、項目番号5に関して、審査請求人は、「生育」は植物に用いると主張しているが、人が生まれ育つことに「生育」を用いる場合もあり、明らかな用字誤りとは認められない。

よって本件公文書を訂正しないことが適当であると判断した。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね別表（審査請求人の主張）のとおりであると認められる。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正請求権について

実施機関が保有する個人情報の内容に事実についての誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及ぶなど、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第24条の個人情報の訂正請求に係る規定には、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

なお、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項であり、したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできないと解される。

(2) 個人情報の訂正義務について

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない（条例第26条）。

(3) 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人からの相談に応じて、かがやきから本件医療機関へ宛てた紹介状であり、審査請求人から聞き取った内容をもとに、紹介の経緯や相談者の主訴等が記載されている。

(4) 本件処分について

処分庁は、非訂正とした11の項目について、各項目を以下の4つの理由のいずれかに区分し、本件処分に違法性又は不当な点はないと主張するので、以下、区分ごとに検討する。

- ① 本件公文書作成時点において、「事実」と異なる記載とは認められない
- ② 記載内容に「事実」と異なる点が認められない
- ③ 請求書の添付書類から事実であることが確認できない
- ④ 明らかな用字誤りとは認められない

ア ①に係る2項目（項目番号1及び2）について

- (ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、これらの項目は、本件公文書作成当時、審査請求人が受診していた医療機関に関する記載部分であり、具体的な医療機関名は記載されておらず、その理由として「聴き取り不可」と記載されていることが認められる。
- (イ) これらの項目について、処分庁は、本件公文書を作成する時点において医療機関名を聴き取ることができなかったものであり、訂正すべきものではないと主張する。一方、審査請求人は、当時、実際に受診していた医療機関名を示し、当該医療機関名を具体的に記載するよう訂正を求めている。
- (ウ) これらの項目は、かがやきの担当者が審査請求人から聞き取った内容を踏まえ、当時自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載したものと認められる。
当審査会としては、そのような公文書の記載については、基本的にはこれを作成した者の判断によるべきであり、たとえ、審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、それを理由に処分庁に訂正義務が生じることにはならないと判断する。
- (エ) よって、①に係る2項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

イ ②に係る1項目（項目番号3）について

- (ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該項目は、かがやきが本件医療機関を紹介するに至った経緯について記載されていることが認められる。
- (イ) 当該項目について、処分庁は本件公文書に記載されている内容について事実と異なる点が認められないと主張する。
- (ウ) そこで、当審査会において当該項目に記載されている内容に対する審査請求人の主張を確認したところ、審査請求人の主張は当該記載内容と矛盾しない内容であることが認められる。
なお、審査請求人の主張が当該記載内容に不足があるため訂正すべきという趣旨であるならば、当審査会の判断は、上記ア(ウ)と同様である。
- (エ) よって、②に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

ウ ③に係る7項目（項目番号4及び6～11）について

- (ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、これらの項目は、審査請求人の主訴及び生育歴などの特記事項として、担当者が本件医療機関に伝える必要があると判断した情報が記載されていることが認められる。
- (イ) これらの項目について、処分庁は、訂正請求書に添付された資料から記載内容が事実と異なることが認められない内容であると主張する。一方、審査請求人は、これらについて自身の発言内容と一致していないことを理由に訂正を求めている。
- (ウ) 当審査会は、これらの項目についても上記アの項目と同様に、担当者が自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載したものと考える。したがって、これらの項目に関する当審査会の判断は、上記ア(ウ)と同様である。

(エ) よって、③に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

エ ④に係る1項目(項目番号5)について

(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該項目は、本件医療機関に伝える内容を項目立てしたもの(見出し)のうち「3.生育歴など特記事項」であることが認められた。

(イ) 仮にこのような部分に多少の用字誤りがあったとしても、審査請求人の個人情報に関して誤りがあったとは言えないから、そもそも訂正請求の対象になるものではない。

(ウ) よって、④に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表（省略）

（参 考）

1 審議の経過

令和3年	2月	3日	諮問
	3月	4日	諮問庁からの弁明書の提出
	4月	5日	審査請求人からの反論書の提出
令和4年	1月	28日	諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
	3月	18日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第9回会議）
	5月	27日	審議（令和4年度第1回会議）

※ 行政不服審査法第33条及び第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）